

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和5年度空き家おこし協力隊運営業務に係る委託契約	2023年4月1日	NPO法人空き家相談センター	7,200,000	本業務では、空き家所有者からの依頼に基づき、活用(処分)にあたっての課題解決を支援するものである。この課題解決には所有者等との信頼関係を築きながら時間をかけて取り組む必要があり、信頼関係のある者が途切れることなく支援するには、令和4年度業務を受託し、所有者の支援を継続的に行っている事業者へ委託する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局政策課 (TEL: 078-595-6736)
令和5年度 神戸市特定優良賃貸住宅事業の終了に係る問い合わせ窓口運営業務	2023年4月1日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	3,335,200	特定優良賃貸住宅の管理は法令により市が定める基準に該当する民間管理法人や地方住宅供給公社等が行うこととされており、本市では神戸住環境整備公社及びその指導を受ける民間管理法人が実施してきた。特に借上特優賃事業については平成24年度から神戸住環境整備公社が行政代行として実施してきた。そのため、事業終了後の問い合わせ窓口運営において文書やデータの有効活用が可能であり、効率的に実施することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局政策課 (TEL: 078-595-6498)
神戸市営住宅総合管理システム運用保守業務	2023年4月1日	(株)日立システムズ 関西支社	30,822,000	「神戸市営住宅総合管理システム」は、基本パッケージをベースに、特定事業者が神戸市営住宅専用のシステムとして構築している。本事業の実施には、その特定事業者が構築したシステムの著作権、及び専門知識無くして実施は困難であるため、事業者は限定される。また、別事業者へ実施させた場合、瑕疵担保責任が不明確になるおそれがある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅管理課 (TEL: 078-595-6542)
民事執行事件に係る強制執行関連業務委託	2023年4月1日	(株)近畿商事	3,190,000	神戸地方裁判所において恒常的に業務を行っているのは株式会社近畿商事と西神総業有限会社の2社しかおらず、両者とも市内に本社及び断行後の残置物の保管場所を有している。 また、本業務は専門かつ特殊な業務であるとともに、住民の生命にも関わりかねない業務であることから、業務に関する豊富な実績と経験及び関係法令に熟知・精通していることが求められる。以上より、上記2社に委託するほかない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅管理課 (TEL: 078-595-6543)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

民事執行事件に係る強制執行関連業務委託	2023年4月1日	西神総業(有)	3,190,000	神戸地方裁判所において恒常的に業務を行っているのは株式会社近畿商事と西神総業有限会社の2社しかおらず、両者とも市内に本社及び断行後の残置物の保管場所を有している。 また、本業務は専門かつ特殊な業務であるとともに、住民の生命にも関わらねない業務であることから、業務に関する豊富な実績と経験及び関係法令に熟知・精通していることが求められる。以上より、上記2社に委託するほかない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅管理課 (TEL: 078-595-6543)
市有建築物マネジメントシステムの保守管理業務	2023年4月1日	あっとクリエーション(株)	1,936,000	当該システムは、左記事業者が神戸市向けに開発した独自のシステムである。そのため、今回の保守管理業務(設備点検に関する開発を含む)を他社が行う場合、プログラムの解析・変更・調整等の作業に膨大な時間と経費が発生すること、既存機能の安定を確保することが困難になること、瑕疵担保責任の範囲が不明瞭となることが見込まれる。よって本システムを熟知している左記業者への委託が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
令和5年度狩口地域センター共用部分等維持管理業務	2023年4月1日	(株)こうべ未来都市機構	6,062,000	狩口地域センターの共用部分の維持管理業務を遂行するにあたっては、専有部分の管理業務と一体的に行うことが必要であり、専有部分の貸付先である(株)こうべ未来都市機構に委託することが効率的である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局政策課 (TEL: 078-595-6497)
建築指導部公文書保管業務	2023年4月1日	株式会社住友倉庫 神戸支店	(1)保管料(1か月3期制) 1期1箱当り15円 (2)入庫料 1箱当り10円 (3)出庫料 1箱当り30円 (4)閲覧料(入庫料+出庫料) 1箱当り40円 (5)運送料 1箱当り200円 ※いずれも消費税を含まない。	単なる保管場所の借り受けではなく、本業務は約1,700箱に及ぶ公文書を正確に管理し、適切な環境で保存年限まで保管しつつ、本市の依頼に基づき速やかに運搬することも求めており、文書管理のノウハウが求められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局建築指導部建築調整課 (TEL: 078-595-6546)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸市すまいの総合窓口「すまいるネット」運営等業務	2023年4月3日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	381,767,000	神戸市すまいの安心支援センターの業務は、住まいに関し、相談・情報提供・普及啓発等を総合的に実施するものである。核となる相談業務は、秘密厳守・公平性・中立性が求められ、また、建築・不動産・消費生活・法律・福祉など横断的な対応が必要となる。このため、営利を目的とする団体は委託になじまず、かつ、継続的・総合的な業務遂行能力が必要である。当業務のため、専任職員を配置し、関連する事業者を調整し、円滑・弾力的かつ継続的に業務を遂行する能力と意思がある事業者は神戸住環境整備公社のほかには存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局政策課 (TEL: 078-595-6503)
サービス付き高齢者向け住宅登録等業務	2023年4月3日	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	4,004,220	当業務は高齢者すまい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録等の事務を行うものであり、法に基づき指定登録機関に委託する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局政策課 (TEL: 078-595-6503)
令和5年度神戸市営住宅募集業務	2023年4月3日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	141,752,000	市営住宅募集業務における抽選・審査の中立・公平性について、公社が業務を行うことで、一定の信頼性が確保されている。また、昭和56年10月以降、募集業務を(旧)住宅供給公社に委託しているが、住宅の選定・調整・審議会などの資料作成・運営・制度改善の提案に加え、平成23年度の導入以降より公正で適正な募集業務を実施するため制度変更を行っている「ポイント方式」の結果分析・検証など、審査業務にとどまらない内容を市と密接に連携しながら遂行するため、住宅供給公社の機能を引き継ぐ神戸住環境整備公社以外にはない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅管理課 (TEL: 078-595-6140)
市営住宅使用料等コンビニエンスストア収納代行業務の委託	2023年4月3日	(株) 電算システム	5,942,000 月額: 基本料金15,000円+取扱手数料@57円×取扱件数+税	当該事業者は、税・国民健康保険料等のコンビニエンスストア収納代行業務に関し多くの自治体からの受注実績がある。また、長年、当課の新住宅管理システム委託事業者との確な連携がとれており、非常に安定した業務運営を行っている。ゆえに当該事業者への委託が最も効率的であり、経費削減にも寄与すると思われる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅管理課 (TEL: 078-595-6543)
重要文化財旧ハンター住宅耐震診断業務 その2	2023年4月7日	(一財) 建築研究協会	29,848,500	本業務は、令和4年度に実施した「重要文化財旧ハンター住宅耐震診断業務 その1」に引き続き一体で実施する必要があるため、業務内容を理解し、円滑に業務を進めることができる、当初業務を受注した左記委託先に随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

旧アメリカ領事館官舎耐震補強他工事工事監理他業務その1	2023年4月7日	(一財) 建築研究協会	12,100,000	本業務は、伝統的建造物である旧アメリカ領事館官舎の工事監理業務である。工事監理は現地調査しながら設計内容補正を行うので設計業務と一体の関係にあるため左記の設計委託先に履行させることは、設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
神戸市営住宅総合管理システムに係る機能改修対応業務委託契約書	2023年4月14日	(株)日立システムズ 関西支社	5,511,000	「神戸市営住宅総合管理システム」は、基本パッケージをベースに、特定事業者が神戸市営住宅専用のシステムとして構築している。本事業の実施には、その特定事業者が構築したシステムの著作権、及び専門知識無くして実施は困難であるため、事業者は限定される。また、別事業者を実施させた場合、瑕疵担保責任が不明確になるおそれがある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅管理課 (TEL: 078-595-6542)
新垂水図書館・ロータリー・原動機付自転車駐車場他整備工事設計修正業務その2	2023年4月19日	フジワラボ・トミト・タト設計共同体 代表者 株式会社フジワラテッペイアー キテクツラボ	1,678,600	本業務は、令和3～4年度に実施した「新垂水図書館・ロータリー・原動機付自転車駐車場他整備工事設計業務<実施設計>」に基づいて発注した工事が入札不調となったため、再発注に向けた修正設計を行うものである。本業務を行うにあたり、当初設計業者と同一の業者に委託することは、当初設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
旭が丘住宅跡地売却に伴う用地境界確認業務	2023年5月15日	(株) トクナガエンジニアリング	1,870,000	平成29年度に見積り合わせにより委託契約を締結し、当該地の全体測量、隣接地との筆界確認の取得、道路境界明示、地図訂正等に関する境界確定業務を請負っており、現地の状況を詳細に把握している。今回業務は、当時敷設した境界標の確認復元等が含まれており、より効果的かつ効率的な業務の遂行が期待できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局住宅整備課 (TEL: 078-595-6170)
市営住宅跡地売却に伴う土地確定業務(東灘区本山南町9丁目21番及び22番)	2023年5月29日	まや測量設計(株)	1,234,200	前年度見積り合わせにより、現況測量業務を請負っており、現地の状況、近隣地権者とも良好な関係を築いており効果的かつ効率的な業務の遂行が期待できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局住宅整備課 (TEL: 078-595-6170)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

中央卸売市場本場冷蔵 庫棟新築工事追加設計 業務	2023年6月12日	(株) 安井建築設計 事務所	43,769,000	本業務は、令和5年3月31日に完了した神戸市中央卸売市場本場新築施設（冷蔵庫・買荷保管所・加工場）再整備工事設計業務【実施設計】の計画内容に変更が生じたことに伴う追加業務である。本業務は当初設計業務と一体の関係にあり、業務を円滑に遂行するため、当初の設計者である左記事業者者に業務を委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
春日野小学校校舎改築 工事設計意図伝達他業 務	2023年6月14日	(株) 坂倉建築研究 所 大阪事務所	44,495,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計業務の受託者である左記業者しか行い得ない業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
令和5年度市営玉津住宅 建替に伴う用地整理業 務	2023年7月12日	株式会社ジャパックス	2,057,000	本業務の前提として、当該業者は、令和元年度から市営玉津住宅建替事業に伴う開発行為申請のため、継続して用地確定業務を実施しており、現地に精通しており、これまでの業務内容を熟知している。 本業務の実施にあたっては、これまで当該業者が説明を行った権利者に対して、用地交換に伴う農地転用にかかる農地法第3条申請において、権利者の世帯員等の耕作の状況、工作に必要な機械等の所有の状況、農作業に従事する者の数等個人情報に記載する必要がある、詳細な説明を行う必要がある。当該業者は、これまで用地交換の前提となる権利者の土地の分筆に関与しており、権利者から一定の信頼を得ているが、別の業者に本業務を委託した場合、新たに信頼関係を構築する必要がある。そのため、当該業者に本業務を委託した場合、新規に別の業者に委託する場合と比べて円滑な業務の遂行が期待できる。また、別業者の場合、昨年度の測量データ等の検証のための測量や法務局調査・関係機関協議を行うため、業務に必要な期間も長くなる。これらにより、当該委託先の選定は妥当であり、当該業者が適切と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅整備課 (TEL: 078-595-6510)
東灘区住吉宮町2丁目 114番及び116番の土地 境界確定業務（元丸の 後住宅）	2023年7月20日	まや測量設計（株）	1,131,900	前年度見積り合わせにより、現況測量業務を請負っており、現地の状況、近隣地権者とも良好な関係を築いており効果的かつ効率的な業務の遂行が期待できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅整備課 (TEL: 078-595-6170)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

西部処理場低段沈砂池棟他実施設計修正設計業務	2023年7月21日	(株)昭和設計 神戸事務所	16,500,000	本業務は、平成30年1月に完了した西部処理場低段沈砂池棟他実施設計業務の修正設計業務であり、加えて同社が設計した先行工事及び土木・プラント工事との整合確認等を行うものであるため、当初設計委託先である左記委託先に履行させることは、当初設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
空き家空き地の所有者等調査業務	2023年8月1日	兵庫県司法書士会	13,740,000	登記、戸籍等に関する高度な専門的知識を持つものでなければ、契約の目的を達成できない。委託先候補者は、その専門的知識を有する司法書士が多数所属する団体であり、当該業務の多くの件数を調査するには、委託先候補者しかできないため。また、委託先候補者とは空家空地対策事業に関する協定を締結しているため。 (地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の14 (第1項第2号に該当))	建築住宅局建築指導部安全対策課 (TEL: 078-595-6574)
神戸市建築指導部GIS改修業務 (Shapeデータ出力機能追加および旧区画整理図閲覧不具合への対応)	2023年8月1日	(株)日本インシーク 神戸支社	2,354,000	「神戸市建築指導部GIS」は、当該業者が神戸市向けに開発した独自のシステムである。 そのため、今回の改修業務を他社が行う場合、プログラムの解析・変更・調整等の作業に膨大な時間と経費が発生することや、既存機能の安定を確保することが困難になることが見込まれる。 よって、本システムを熟知している当該業者への委託が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局建築指導部建築調整課 (TEL: 078-595-6546)
神戸市営住宅総合管理システム第3次市営住宅マネジメント計画に係る激変緩和措置対応改修業務	2023年8月30日	株式会社日立システムズ 関西支社	22,000,000	当該システムは、基本パッケージをベースに、特定事業者が神戸市営住宅専用のシステムとして構築している。本事業の実施には、その特定事業者が構築したシステムの著作権、及び専門知識無くして実施は困難であるため、事業者は限定される。 また、別事業者を実施させた場合、瑕疵担保責任が不明確になるおそれがある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅整備課 (TEL: 078-595-6508)
電力データを用いた空き家調査及び統計データ作成業務に係る委託契約	2023年9月25日	(株)GDBL	5,016,000	空き家特措法に基づき一般送配電事業者から、空き家調査に必要な電力データを入手する。その情報の抽出・分析にあたっては、電力データに関する特殊で専門的な知識、さらにはこれまでに電力データを用いて様々な検証を行ってきた経験やそれに要する技術、ノウハウが不可欠であり、現時点で本業務を履行できる唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局政策課 (TEL: 078-595-6736)